

証拠説明書 25

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成30年11月30日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲B号証)

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
86	岩波講座 地球科学6 地球年代学	小嶋稔 斎藤常正	1978年5月26日	原本	175～ 189	切り切れ関係	交差切りの法則は、断層相互の適用を想定していないこと。	交差切りの法則は、「ある物体が存在」してはじめてそれを切ったり削ったりすることができるのは自明の理であることを根拠としており、「切られる」側の存在は、地層・岩体等しかありえないこと。		
87	フィールドジオロジー6 構造地質学	天野一男 狩野謙一	2009年12月25日	原本	39～ 47 76～ 112	・切り切れ関係 ・断層の特徴(再活動、及び、断層帯)	断層活動の多くは、既存の断層面の再活動であること。断層相互に交差切りの法則を適用すると、実態と異なる判定結果が出る可能性があること。	[47頁]交差切りの法則の内容。交差切りの法則は、地層・岩石の接触関係を問題とするものであり、切られる対象は地層・岩石などに限られること。 [79頁]断層の分類(正断層・逆断層など)。 [85頁]断層活動の多くは既存の断層面の再活動であること。 観察された小断層が新たに形成されたものなのか、既存の断層面等を再利用して運動したものなのかを判定するのは難しいこと。 [96頁]断層は単独で現れることは少なく、広域応力場に支配されて、系統性を持つ断層系をともなった断層帯をつくることが多いこと。 [111頁]活断層の活動性について、「交差切りの法則」を用いた判定では、基盤岩から被覆層に派生した断層がどの地層までを、どれくらい切断しているかを読みとることによって、断層の活動履歴とそれぞれの活動に対する変位を求めることができること。		